

雇用時健康診断の項目について

従業員を雇用する際には、従業員に対して健康診断を実施しなければなりません。従業員を雇用する際の健康診断の項目を以下に記載します。

- ◎既往歴及び業務歴の調査
- ◎自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ◎身長、体重、視力、聴力の検査
- ◎胸部エックス線検査
- ◎血圧の測定
- ◎貧血検査（赤血球数・血色素量）
- ◎肝機能検査（GOT（AST）・GPT（ALT）・ γ -GTP）
- ◎血中脂質検査（LDLコレステロール・HDLコレステロール・トリグリセライド（中性脂肪））
- ◎血糖値
- ◎心電図検査（安静時心電図検査）
- ◎尿検査

（但し、雇い入れ時から起算して3カ月以内に従業員自身が実施した健康診断の結果を雇用時の健康診断の代用とする事もできます。）